

平成30年

第2回市議会定例会 議案第4号

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例  
の制定について

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例  
(函館市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 函館市重度心身障害者医療費助成条例(昭和48年函館市条例  
第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「居住している者で住民基本台  
帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市の住民基本台帳に記録さ  
れているもの」を「住所を有する者」に、「が行う国民健康保険の被  
保険者とされているもの」を「の区域内に住所を有するとみなされる  
国民健康保険の被保険者」に改める。

(函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年函館市条例  
第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「居住している者で住民基本台  
帳法(昭和42年法律第81号)により市の住民基本台帳に記録され  
ているもの」を「住所を有する者」に、「が行う国民健康保険の被保  
険者とされているもの」を「の区域内に住所を有するとみなされる国  
民健康保険の被保険者」に改める。

(函館市子ども医療費助成条例の一部改正)

第3条 函館市子ども医療費助成条例(昭和48年函館市条例第44号)  
の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「居住している者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により，市の住民基本台帳に記録されているもの」を「住所を有する者」に，「が行う国民健康保険の被保険者とされているもの」を「の区域内に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法の一部改正に伴い規定を整備するため